

## 議案第 1 号

令和 5 年 4 月 2 7 日

富田林市立小学校教科用図書  
選定委員会委員長 様

富田林市教育委員会

令和 6 年度使用富田林市立小学校教科用図書の採択について（諮問）

富田林市立中学校教科用図書選定委員会規則（平成 1 3 年富田林市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、令和 6 年度使用富田林市立小学校教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

### 記

- (1) 学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科用図書を除き、小学校用教科書は、「小学校用教科書目録（令和 6 年度使用）」に登載されている教科書のうちから答申すること。
- (2) 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、広い視野に立って種目ごとに採択に係る意見を答申すること。

○富田林市立小学校教科用図書選定委員会規則

平成13年3月29日

教委規則第6号

(設置)

第1条 富田林市立小学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、富田林市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、富田林市立小学校教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 選定委員会を置く期間は、4月1日から3月31日までとする。

(選定委員会の事務)

第3条 選定委員会は、教育委員会の諮問により小学校の教科用図書の調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申する。

(組織)

第4条 選定委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第5条 選定委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局職員
  - (2) 富田林市立小学校又は富田林市立中学校の校長、教頭、教諭、首席及び指導教諭
  - (3) 富田林市立小学校に在籍する児童の保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、選定委員の互選とする。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第8条 選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。

- 2 調査員の人数は、選定委員会が種目ごとに定める。
- 3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに富田林市立小学校又は富田林市立中学校に勤務する校長、教頭、教諭、首席及び指導教諭のうちから教育委員会が任命する。
- 4 第5条第2項の規定は調査員に準用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和5年度 富田林市立小学校教科用図書採択に関するスケジュール(案)

実施時期	内 容
4月27日(木)	教育委員会議(諮問) 選定委員・調査員について スケジュールの説明
5月15日(月)	第一回選定委員会議 選定委員委嘱・任命、委員長選出
5月22日(月)	第一回調査員会議(総会) 調査員任命、代表者選出、日程調整
5月中旬	第二回調査員会議
5月下旬	第三回調査員会議
5月下旬 (必要に応じて)	第四回調査員会議
6月上旬	第五回調査員会議(総会) 調査報告書及び報告内容作成
6月19日(月)	第二回選定委員会議 調査結果の報告 答申案の検討
6月中旬	選定委員会議 答申案の作成
7月27日(木) 午後 2:00~	教育委員会議にて採択 選定委員会からの答申